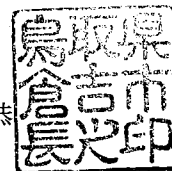


倉吉市公告第15号

公募型プロポーザルを実施するので、別添のとおりその要領を公告する。

令和6年6月21日

倉吉市長 広田 一恭





# SNS広告等を活用した倉吉市観光プロモーション動画発信業務 公募型プロポーザル実施要領

## 1 趣旨

倉吉市の観光誘客及び関係人口の拡大に向けてその魅力を発信するためのプロモーションの充実が求められていることを背景とし、本市の魅力である「くらしよし ふるさと」を発信するため、令和5年度に市で観光プロモーション動画・ふるさとムービー『ありがとう』を制作しました。このプロモーション動画は、市内の観光資源を活かしながらストーリー仕立てで「くらしよし ふるさと」を発信するもので、ふるさとへの思いや回帰を描いています。

この業務では、制作した同動画を、適切なターゲット設定のうえWEBやSNS広告を活用した情報発信によりプロモーション展開することにより、倉吉市の国内外での認知度の拡大と来訪動機の創出に繋げることを目的としています。

ついては、公募型プロポーザル方式により、この目的に適う優れた提案を広く求め、価格に限らず企画提案書やヒアリング等の内容を総合的に判断し、最も優れた企画提案を行った事業者を、この業務の受託者として選定するものです。

## 2 業務の概要

- (1) 業務名 SNS広告等を活用した倉吉市観光プロモーション動画発信業務
- (2) 業務内容 別紙「SNS広告等を活用した倉吉市観光プロモーション動画発信業務に係る仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり
- (3) 選定方法 公募型プロポーザル
- (4) 契約方法 随意契約
- (5) 委託期間 契約締結日から令和7年2月28日まで  
※ただし、準備期間に発生する費用は委託料に含めない。
- (6) 委託上限額 2,999,700円(消費税及び地方消費税を含む。)
- (7) 担当課

倉吉市経済観光部観光交流課・観光政策係

〒682-8633 鳥取県倉吉市堺町2丁目253番地1

電話 0858-22-8158 FAX 0858-22-8136

電子メール tourism\*city.kurayoshi.lg.jp (\*を@と読み替えること)

## 3 スケジュール

- (1) 募集要領の公表 令和6年6月21日(金)
- (2) 質問の受付締切 令和6年6月28日(金) 正午
- (3) 質問に対する最終回答 令和6年7月3日(水)
- (4) 参加表明書の提出期限 令和6年7月5日(金) 午後5時
- (5) 企画提案書の提出期限 令和6年7月12日(金) 午後5時
- (6) 一次審査(書類審査)結果通知 令和6年7月22日(月)(予定)
- (7) 二次審査(プレゼンテーション審査) 令和6年7月29日(月)(予定)
- (8) 最終審査結果通知 令和6年7月31日(水)(予定)

(9) 契約締結

令和6年8月上旬(予定)

※選定スケジュールは変更となる場合があります。変更の場合は、参加表明者に直接連絡します。

4 参加資格

本プロポーザルに参加しようとするものは、次のすべての要件をみたしていること。

なお、企画提案書が受理されている場合でも、要件のいずれかを満たしていないことが判明した場合、要件を満たすまで参加事業者として取り扱わないものとする。

- (1) 国又は地方公共団体から指名停止措置等の行政処分がなされていないこと。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づく再生手続開始の申立、または、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく再生手続開始の申立がなされていないこと。
- (4) 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立がなされていないこと及びその開始が決定されていないこと。
- (5) 参加申込書等の提出日から契約締結時までのいずれの日においても、倉吉市入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (7) 倉吉市暴力団等排除条例(平成24年条例第6号)に規定する暴力団等でないこと。
- (8) 倉吉市内に本店又は支店、営業所を有する者。
- (9) 本業務の実施にあたり、本市との連絡調整・打合せ等が適切に対処できる者であること。
- (10) 国税及び地方税を滞納していない者であること。

5 質問書の提出及び回答

(1) 質問書の提出

ア 提出期限 令和6年6月28日(金)正午まで

イ 提出書類 質問書(様式1)

ウ 提出方法 電子メールにて送付すること。なお、本プロポーザルに関する事項のうち、審査及び評価に関する質問並びに提案内容に関する質問は受け付けない。電子メールの件名は「(事業者名)倉吉市観光交流課宛プロポーザル質問」とし、電子メール送信後、電話により送達確認の連絡を行うこと。

エ 提出先 2(7)に同じ

(2) 質問への回答

ア 回答期限 令和6年7月3日(水)

イ 回答方法 随時、倉吉市ホームページに掲載する。なお、質問のあった事業者名は公表しない。

6 参加表明書等の提出

(1) 提出期限

令和6年7月5日(金)午後5時まで(必着)

(2) 提出書類

次のア～オのものを各1部提出すること。なお、規定様式は、倉吉市ホームページから取得すること。

ア 参加表明書兼誓約書（様式2）

イ 「国税納税証明書」及び倉吉市の「市町村税納税証明書」（写し可・令和6年4月1日以降に取得したものに限る。）

ウ 当該事業者の概要が記載されたパンフレット等の書面（任意様式）

エ 類似業務実績書（様式4）

オ 実施体制図（様式5）

(3) 提出方法

持参又は郵送（提出期限内必着）とし、郵送の場合は、送達の確認ができるものに限る。

(4) 提出先

2(7)に同じ

(5) 参加辞退

参加申込書の提出後、参加を辞退するときは、辞退書（様式3）を提出すること。なお、7(1)に掲げる期限までに企画提案書が提出されない場合は、参加を辞退したものとみなす。

## 7 企画提案書等の提出

(1) 提出期限 令和6年7月12日（金）午後5時まで（必着）

※提出期限後の資料の再提出、差替及び修正は認めない。

(2) 提出書類

次のア～ウのものを提出すること。なお、規定様式は、倉吉市ホームページから取得すること。

ア 企画提案書等提出書 正本1部、副本7部（様式6）

イ 見積書 正本1部（様式は任意）

※消費税及び地方消費税を含めた額で、2(6)に掲げる上限額の範囲内とし、業務委託料の総額のほか積算の内訳を記載し、添付すること。

ウ 業務工程表（任意様式）

(3) 企画提案書の作成について

ア 用紙はA4判（図表等についてはA3判をA4判に折り込むことも可）とし、別紙「仕様書」、「評価基準書」に従って作成すること。なお、企画提案書の枚数に制限は設けない。

イ フォントは明朝体10ポイント以上とする。ただし、図表等はこの限りでない。

ウ 仕様書の内容に沿って、本プロモーション動画における広告配信の方針、広告配信の取組に関する具体的な内容（広告媒体、ターゲット、配信手法、制作する広告素材等、目標達成に向けた取組、効果測定・分析等）、業務スケジュールを記載すること。

エ 仕様書の内容以外で独自の提案があれば、これを加えること。なお、優位のもの、審査基準に従って評価に加える。

(4) 提出方法

持参又は郵送（提出期限内必着）とし、郵送の場合は、送達の確認ができるものに限る。

(5) 提出先

2(7)に同じ

## 8 審査

市の職員で構成するプロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、提案内容について、次により第1次審査及び第2次審査を行い、第1次審査と第2次審査の得点の合計が第1位の者を優先交渉権者に選定する。また、併せて第2位の者を次点者に選定する。なお、第1位又は第2位の者の得点が2者以上で同点だった場合は、見積金額の低い者の順に、候補者若しくは次点者を選定する。プロポーザルの評価項目は別紙に掲げるものとする。

### (1) 一次審査（書類審査）

一次審査は、提出された書類（企画提案書等）を審査し、評価点の上位3者程度を一次審査通過者とする。2次審査の対象者に選定する。書類審査をしたときは、選定後速やかに全ての参加申込者へ結果を電子メールにより通知する。ただし、応募者が3者に満たない場合は、評価を行わない。

### (2) 二次審査（プレゼンテーション審査）

一次審査を通過した者を対象に、企画提案書の内容をより具体的に説明する場としてプレゼンテーション及び質疑応答を実施し、審査基準に基づき評価点を算出する。プレゼンテーションにおいては、パワーポイント等の使用を認める。なお、7により提出された企画提案書と異なる趣旨説明や新たな提案、追加は認めない。

#### ア 実施日

令和6年7月29日（月）予定

※実施日及び会場等の詳細については、別途電子メールにより通知する。

※審査は、非公開とする。

※第2次審査は、プロポーザル参加者1者のみでも実施する。

#### イ 実施方法

(ア) プレゼンテーションの時間は、一者につき準備5分、プレゼンテーション20分以内、質疑応答10分、合計35分を目安とする。発表順は、企画提案書の提出順に提案者に意向を確認し、決定する。

(イ) プレゼンテーションは、提出された書類（企画提案書等）について説明することとし、本審査時の追加資料の配付は認めない。ただし、提出した企画提案書等の内容を説明する資料の使用（企画提案書をパワーポイントにまとめる等）は認めることとする。

(ウ) 出席者は、1事業者当たり2名以内とし、業務の遂行に当たり中心的な役割を務める予定の者は必ず出席すること。

(エ) パソコンを使用する場合は、出席者が持参し、プロジェクター、プロジェクター用ケーブル、スクリーン等の機器は本市が用意する。

#### ウ 選定結果の通知

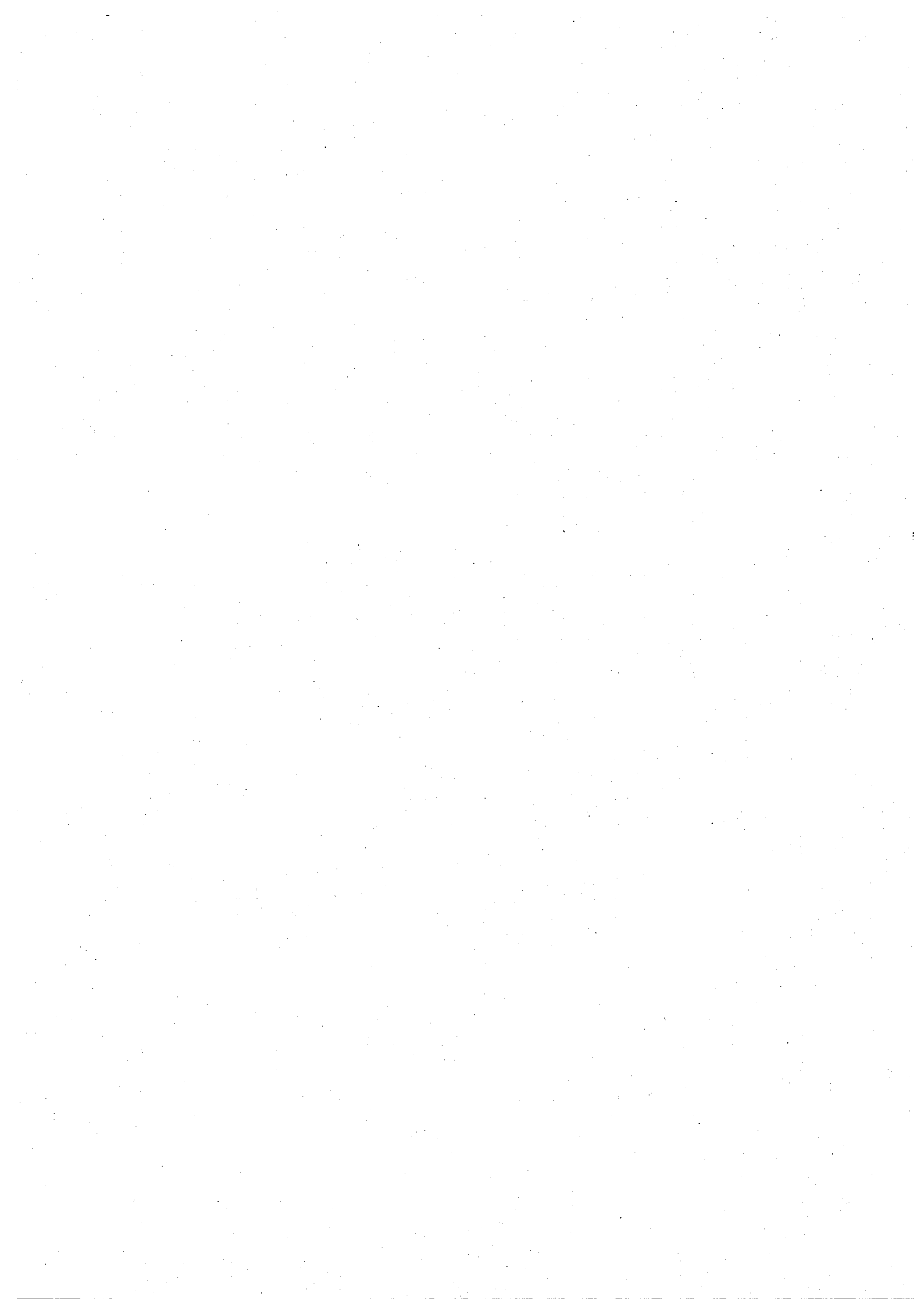
選定結果（選定・非選定の別及び順位）は、郵送及び電子メールによりプレゼンテーション参加者へ通知する。

## 9 その他留意事項

その他事項は次のとおりとする。

- (1) 提出された書類は、返却しない。
- (2) 審査経過や結果へのいかなる問合せにも応じない。

- (3) 応募の辞退をする場合には、「辞退書（様式3）」を提出すること。
- (4) 提出書類は、公平性、透明性及び客観性を期するために公表することがある。
- (5) 提出書類に関し、倉吉市情報公開条例（平成13年倉吉市条例第24号）の規定に基づく公文書の開示の請求があった場合は、同条例第10条の不開示情報を除き、これを開示する。
- (6) 本業務へ参加するために要した一切の費用は、参加者の負担とする。
- (7) 参加者が次のいずれかに該当した場合には、その者の提出した参加表明書兼誓約書及び提案書等を無効とし、本プロポーザルへの参加資格を失うこととする。
  - ア 実施要領等に示した参加資格を満たさなくなった場合
  - イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
  - ウ 見積書が委託料の提案上限額を超えている場合
  - エ 選定の公平性を害する行為があった場合
  - オ その他著しく信義に反する行為があった場合
- (8) 8の審査の結果、第一優先交渉事業者となった者と本業務の業務委託に関する契約交渉を行う。ただし、第一優先交渉事業者との契約交渉が整わない場合、次点の提案者と契約交渉を行う。
- (9) 本業務の契約においては、契約書の作成を必要とし、その作成に要する費用は、受託候補者の負担とする。
- (10) 倉吉市財務規則（平成12年倉吉市規則第30号）第84条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- (11) 本業務の委託料の支払いは、精算払で令和6年度末までの支払いを予定している。
- (12) 本要領に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、協議により定める。





(様式1)

## SNS 広告等を活用した倉吉市観光プロモーション動画発信業務委託

### 質問書

令和6年 月 日

事業者名			
担当者 連絡先	所属部署		
	担当者名		
	電話番号		
	F A X		
	Eメール		

質問項目 (注)	
質問の内容	

注：質問の対象となる書類（応募要領・標準要求書など）、ページ、項目などについて記入してください。

(様式2)

令和 年 月 日

(宛先)

倉吉市長

所在地  
商号又は名称  
代表者職・氏名

### 参加表明書兼誓約書

SNS 広告等を活用した倉吉市観光プロモーション動画発信業務に係る公募型プロポーザルの参加について、関係書類を添えて申し込みます。

また、これにあたり、「SNS 広告等を活用した倉吉市観光プロモーション動画発信業務委託公募型プロポーザル実施要領」に記載された参加資格を満たした事業者であること、並びに提出する書類については事実と相違ないことを誓約します。

なお、虚偽、不正行為が判明したときは、いかなる処分に対しても異議を申し立てません。

### 記

#### 1 業務件名

SNS 広告等を活用した倉吉市観光プロモーション動画発信業務

#### 2 提出書類

- (1) 「国税納税証明書」及び倉吉市の「市町村税納税証明書」(写し可)  
※令和6年4月1日以降に取得したものを添付すること。
- (2) 当該事業者の概要が記載されたパンフレット等の書面(任意様式)
- (3) 類似業務実績書(様式4)

#### 3 担当者連絡先

所在地	〒		
所属部署			
職・氏名			
電話		メール	

(様式3)

# 辞 退 書

令和6年 月 日

倉吉市長 広田 一恭 様

住 所

商号又は名称

代表者職・氏名

印

担当者氏名

電話番号

SNS 広告等を活用した倉吉市観光プロモーション動画発信業務に係るプロポーザルの参加を都合により辞退します。

(理由)

(様式4)

## SNS 広告等を活用した倉吉市観光プロモーション動画発信業務

### 類似業務実績書

過去5年間に行った業務の実績(本業務の一部を再委託する場合には、再委託受託予定者が元請けとして受託した実績)を最大5件まで記載してください。契約相手方は地方公共団体に限定するものではありません。

※広告宣伝・広報業務に限定しませんが、実績がある場合は優先して記載してください。

※契約相手方は地方公共団体に限定するものではありません。

※実績に関する契約書及び制作物の写しを全て添付してください。

(契約書は契約者・事業名・金額がわかる頁の写し、制作物は表紙と最初の頁等、内容やデザイン内容がわかる頁の写しを添付してください。)

#### 主な類似・関連業務の実績

契約期間	
業務名	
契約相手方	
契約金額	千円
主な業務内容	
業務実績	

契約期間	
業務名	
契約相手方	
契約金額	千円
主な業務内容	
業務実績	

契約期間	
業務名	
契約相手方	
契約金額	千円
主な業務内容	
業務実績	

契約期間	
業務名	
契約相手方	
契約金額	千円
主な業務内容	
業務実績	

契約期間	
業務名	
契約相手方	
契約金額	千円
主な業務内容	
業務実績	

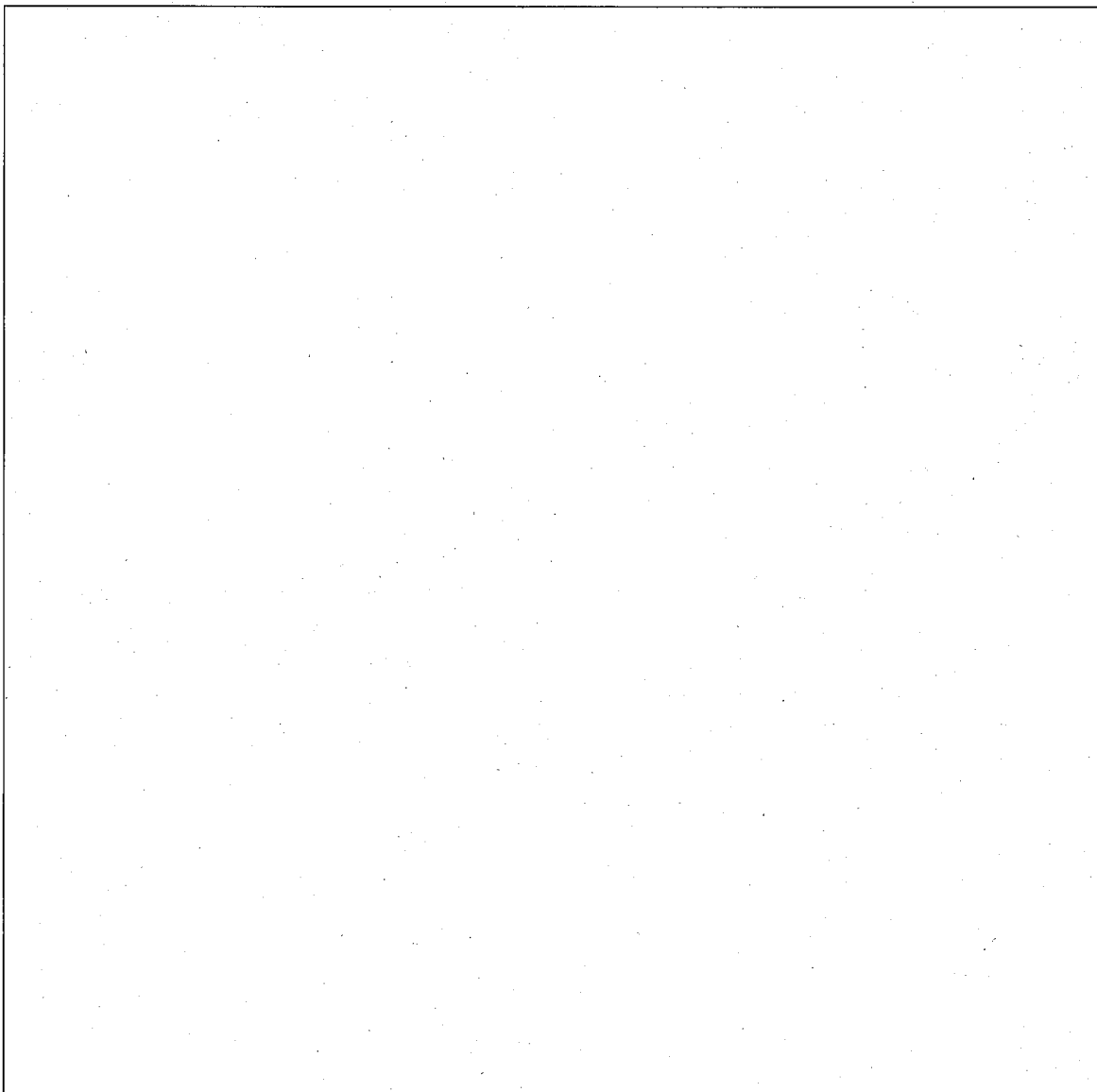
(様式5)

## SNS 広告等を活用した倉吉市観光プロモーション動画発信業務

### 実施体制図

業務を実施するにあたっての実施体制（体系イメージ等）を記載してください。また、協力事業者がある場合は、本市との契約を予定する事業者との関係等がわかるように記載してください。

※任意様式を作成し、「別紙のとおり」としてもよい。



(様式6)

令和 年 月 日

(宛先)

倉吉市長

所在地  
会社名  
代表者名

企画提案書等提出書

SNS 広告等を活用した倉吉市観光プロモーション動画発信業務委託公募型プロポーザル実施要領に基づき、次のとおり提案書等の関係書類を提出します。なお、第2次審査（プレゼンテーション）への出席者は次のとおりです。

記

1 業務件名

SNS 広告等を活用した倉吉市観光プロモーション動画発信業務

2 提出書類

- (1) 企画提案書（任意様式）
- (2) 見積書（任意様式）
- (3) 業務工程表（任意様式）

3 第2次審査（プレゼンテーション）出席者

	氏名	本業務での役割
1		
2		

4 担当者連絡先

所在地	〒		
所属部署			
職・氏名			
電話		メール	





## SNS広告等を活用した倉吉市観光プロモーション動画発信業務に係る仕様書

### 1 業務名

SNS 広告等を活用した倉吉市観光プロモーション動画発信業務

### 2 業務の目的

倉吉市の観光誘客及び関係人口の拡大に向けてその魅力を発信するためのプロモーションの充実が求められていることを背景とし、本市の魅力である「くらしよし ふるさと」を発信するため、令和5年度に市で観光プロモーション動画・ふるさとムービー『ありがとう』を制作した。このプロモーション動画は、市内の観光資源を活かしながらストーリー仕立てで「くらしよし ふるさと」を発信するもので、ふるさとへの思いや回帰を描いている。

この業務では、制作した同動画を、適切なターゲット設定のうえ WEB や SNS 広告を活用した情報発信によりプロモーション展開することにより、倉吉市の国内外での認知度の拡大と来訪動機の創出に繋げることを目的としている。

### 3 契約期間

契約締結日から令和7年2月28日（金）まで

### 4 委託金額

上限額 2,999,700 円（消費税及び地方消費税額を含む。）

### 5 業務内容

業務内容は、受託者が行う以下の業務に加え、公募型プロポーザル方式によるプレゼンテーションで、受託者が独自に企画提案した内容を事業費の範囲内で本業務の委託に反映するものとする。

#### (1) 基本的な考え方

本市が作成した観光プロモーション動画・ふるさとムービー『ありがとう』（以下、「本プロモーション動画」という。）を活用し、設定したターゲット層に対して Web 広告配信を行うこと。

補足：観光プロモーション動画・ふるさとムービー『ありがとう』について

- ・倉吉市制 70 周年を記念し、令和5年度に倉吉市くらしよし未来アドバイザー・羽原大介氏（脚本家）の脚本・監督のもと制作した観光プロモーション動画。本市の魅力「くらしよし ふるさと」を発信するストーリー仕立ての動画で、3部作の構成となっている。
- ・地元向けには、令和6年5月30日に羽原氏をお招きした上映会を実施。同日、特設ページ（以下、「ランディングページ」という。）を公開し、以降、同ページで本プロモーション動画に関する情報発信等を行っている。
- ・動画は倉吉市公式 Youtube チャンネルへ随時アップロードすることとしており、現在は「第1部 上京編」を公開中。
- ・令和6年秋を目途に、第2部、第3部、全編版を順次公開するスケジュールを想定している。（別紙1参照）

■ランディングページ <https://cms.city.kurayoshi.lg.jp/furusato-movie/>

## (2) ターゲット等の設定

本業務において想定しているターゲットやその属性は次のとおりとするが、最も効果的と思われるターゲット設定を行うこと。

### ア 基本ターゲット

- ・本市を認知しており、関係人口となる見込みのある市外在住者
- ・本市を認知していないが、潜在的に関係人口となる可能性のある市外在住者

### イ メインターゲット

- ・10代後半から40代
- ・国籍、性別は問わない
- ・配信対象地域は関西圏、中国・四国地方、関東圏を必須とする。

### ウ メインターゲットの属性・志向

- ・SNSを日常的に閲覧し、月に複数回の頻度で自身も投稿を行う層
- ・情報収集に積極的でアクティブに行動する層

## (3) 業務内容

受託者は、本業務の目的に合致する効果的なWEB広告配信を企画・実施すること。

※広告配信等のスケジュール（イメージ）は別紙1のとおり。

### ア WEB広告配信の企画・実施

#### ①配信内容

- ・広告素材等（「イ」参照）を用い、本プロモーション動画の公開のタイミングに合わせて、Web広告を活用した情報発信を企画・実施する。
- ・各部の動画公開時期（第1部に関しては契約締結後、準備完了次第）にあわせ、動画視聴につながる効果的な時期及び期間を検討し、最低3本以上の広告素材（動画）を制作し、広告配信を行うこと。
- ・全ての動画を公開後は、本プロモーション動画の視聴につなげるために効果的な広告配信を行うこと。

#### ②配信時期

- ・配信期間は令和6年9月から令和7年1月までの5ヶ月間程度（予定）。
- ・別紙1を参考にしながら、適切な配信時期・期間を検討すること。
- ・最終的な広告配信期間等の詳細については、市と受託者が協議したうえで決定する。

#### ③その他

- ・広告の出稿にあたっては、遵守すべき各種規定等を事前に調査し、それらを踏まえること。また、必要な各種申請手続き等、一切の業務を受託者が行うこと。
- ・広告配信に必要な経費は、すべて本業務の委託料に含むものとし、すべての手配は受託者が行うこと。

### イ 広告素材の制作

- ・広告素材とは、広告バナー、サムネイルやショート動画、若しくはこれらに準ずるものを指す（以下、「広告素材等」という）。
- ・本業務で使用する広告素材等を企画・制作すること。

- ・別紙1を参考に、動画公開のタイミングにあわせた広告配信を行うための広告素材（動画）を最低3本制作することとし、テロップ等の編集により、ターゲットの関心を引く内容を検討すること。
- ・その他、必要に応じて本業務で使用する広告素材等（静止画、動画）を制作すること。
- ・受託者は、修正可能な段階で広告媒体の審査等を受け、広告素材等に修正を求められた場合は、受託者の責任により修正すること。また、修正に要した経費は受託者が負担すること。
- ・広告素材等の制作に必要な経費は、すべて本業務の委託料に含むものとし、すべての手配は受託者が行うこと。

#### ウ 提供する素材

- ・本市が提供する動画等の素材は下記「提供素材一覧」のとおり。なお、広告配信にあたっては、事業者において提供素材を活用し、効果的と考える編集を行ってよいものとする。

#### <参考>

提供素材一覧		
<b>動画素材（計16本）</b>		
① 第1部 上京編	短尺 (0:01:30)	完全パッケージ及び白データ (MOV、MP4)
	長尺 (0:13:48)	完全パッケージ及び白データ (MOV、MP4)
② 第2部 オーディション編	短尺 (0:01:10)	完全パッケージ及び白データ (MOV、MP4)
	長尺 (0:06:30)	完全パッケージ及び白データ (MOV、MP4)
③ 第3部 稽古・本番編	短尺 (0:01:30)	完全パッケージ及び白データ (MOV、MP4)
	長尺 (0:08:05)	完全パッケージ及び白データ (MOV、MP4)
④ 全編版	短尺 (0:00:30)	完全パッケージ及び白データ (MOV、MP4)
	長尺 (0:28:37)	完全パッケージ及び白データ (MOV、MP4)
<b>画像素材</b>		
① 題字 (PNGデータ、PSD)		
② キービジュアル (JPEG)		
③ ランディングページで使用している画像素材一式 (JPEG)		

#### エ 広告媒体

- ・広告媒体（ディスプレイ広告、SNS 広告、検索連動型広告等）や配信方法は、事業効果の最大化を図るため最適と考えられるものを提案すること。ただし、Instagram、X、Youtube での広告は必須とする。
- ・最終的な広告媒体等の詳細については、市と受託者が協議したうえで決定する。

#### (4) 広告配信の目標設定

受託者は、本業務の受託後速やかに目標値等を市と協議のうえ決定し、受託期間中は、達成に向けて施策を講じること。

※なお、本業務外であるが、広告からランディングページへ、ランディングページから最終的には「観光情報ポータルサイト」「移住ポータルサイト」「ふるさと納税ポータルサイト」への誘導を着

地点として見据えており、遷移数を計測することとしている。

<参考>

ポータルサイト一覧	URL
■観光情報サイト   倉吉観光情報	<a href="https://www.kurayoshi-kankou.jp/">https://www.kurayoshi-kankou.jp/</a>
■移住定住支援サイト   そうだ！倉吉で暮らそう	<a href="https://www.city.kurayoshi.lg.jp/iju/">https://www.city.kurayoshi.lg.jp/iju/</a>
■ふるさと納税サイト   暮らしよしエール	<a href="https://www.city.kurayoshi.lg.jp/furusato/">https://www.city.kurayoshi.lg.jp/furusato/</a>

(5) 広告配信の効果測定・実績報告

受託者は、全体の達成目標に即した評価指標設定及び効果測定を行い、随時改善に向けたPDCAを実行すること。

ア 効果測定

- ・実施した広告毎に、リーチ数、インプレッション数、クリック数（率）等の結果を集約し、検証・分析を行うこと。

イ 実績報告

- ・本業務の実施概要、実績、効果等を含む業務実績報告書を作成し提出すること。
- ・本業務の結果を踏まえ、今後のSNS広告・運用に関する効果向上提案を行うこと。

(6) 自由提案

委託金額の範囲内において、インプレッション数の増加や、本市のイメージアップ、認知向上につながる独自の取組などがあれば提案すること。

(7) その他

本市及び本プロモーション動画に関係する個人・団体等の信用やブランド価値を損なうことのないような運用を行うこと。

6 実施体制

実施にあたっては業務スケジュールを提出するとともに、本仕様書に記載した業務を円滑かつ確実に遂行することが可能な体制を整備すること。また、業務に関する協議・打合せ等は委託者が必要とした場合は随時行うものとし、委託者の指示する資料及び情報の提供を行うものとする。

7 成果物

本業務の成果物として、下記を提出すること。

- ・業務実績報告書 紙媒体及び電子媒体（DVD-ROM等）
- ・作成した広告素材等のデータ等をおさめた電子媒体（DVD-ROM等）

8 納品場所

倉吉市経済観光部観光交流課・観光政策係

〒682-8633 鳥取県倉吉市堺町2丁目253番地1

## 9 留意事項

- (1) 本業務は、原則として業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、事前に書面にて報告し、本市の承諾を得たときは、この限りではない。
- (2) 本業務に係る成果品に関する全ての権利は、市に帰属する。また、著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託者において必要な手続きを行うこと。
- (3) 受託者の庇護担保責任期間は契約満了日から1年とし、成果物に不具合等が発覚した場合は速やかに無償で是正すること。
- (4) 受託者は、本業務の実施にあたって知り得た情報を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。これは本業務が終了した後も同様とすること。
- (5) 受託者は、本業務により何らかのトラブルが生じた場合、受託者の責任において処理するものとすること。

## 10 その他

本仕様書に定めのない事項については、市と受託者が協議の上決定すること。

### 【問い合わせ先】

倉吉市経済観光部観光交流課・観光政策係

〒682-8633 鳥取県倉吉市堺町2丁目253番地1

電話 0858-22-8158 FAX 0858-22-8136

電子メール [tourism\\*city.kurayoshi.lg.jp](mailto:tourism*city.kurayoshi.lg.jp) (\*を@と読み替えること)

別紙 1 広告配信等のスケジュール (イメージ)

<配信スケジュールイメージ>	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
SNS広告配信業務 広告配信時期 広告素材(動画)_最低3本	契約							契約期間終了
市公式Youtubeチャンネル ※第2部、第3部、全編版を順次公開。全編版は秋を目途に公開。	※第1部上京編は5/30に公開済							

## SNS 広告等を活用した倉吉市観光プロモーション動画発信業務 評価基準書

### 1 目的

本基準は、SNS 広告等を活用した倉吉市観光プロモーション動画発信業務に関するプロポーザルを実施するにあたり、提案内容の評価および応募事業者の順位付けを行うために必要な事項および基準を定めたものである。

### 2 選定機関

提案書の評価および受託事業者の選定は、SNS 広告等を活用した倉吉市観光プロモーション動画発信業務に関する選定委員会が行う。

### 3 評価方法

#### (1) 審査条件

本件に応募した事業者（以下、「応募事業者」という。）が提出した提案書等について、以下の事項を確認する。要件を満たさない提案は失格として、その後の審査は行わない。

- ・費用見積金額が「SNS 広告等を活用した倉吉市観光プロモーション動画発信業務に関するプロポーザル実施要領」（以下、「実施要領」という。）の「提案上限額」に定める金額を満たしていること。
- ・「実施要領及び SNS 広告等を活用した倉吉市観光プロモーション動画発信業務委託に関する仕様書」に定める内容を満たしていること。

#### (2) 一次審査

- ・一次審査は、企画提案書の内容について書類審査し採点する。
- ・一次審査は「企画提案書」「提案価格」の項目により評価を行う。
- ・一次審査の結果により応募事業者の順位付けを行い、上位 3 者程度を二次審査対象とする。

#### (3) 二次審査

- ・一次審査を通過した応募事業者が実施するプレゼンテーションにより、提案内容を評価し、採点する。
- ・参加者が 1 者の場合においても審査を実施するものとし、その場合総合評価点が 60% 以上でなければ交渉権者として認めないものとする。

#### (4) 第一優先交渉事業者の選出

一次審査及び二次審査における合計を総合評価点とし、応募事業者の順位付けを行う。総合評価点が最も高い応募事業者を第一優先交渉事業者として選定する。次に点数が高い応募事業者を次点事業者として選定する。なお、最高得点者が 2 者以上ある場合は、見積金額の低い者の順に、候補者若しくは次点事業者を選定する。

4 評価基準表

1 一次審査による審査項目 (230 点)		内容	配点
1	業務実績	類似業務実績	10 点
	業務執行能力	事業者として受託実績はあるか(本業務の類似業務に限定しない)。 業務を実施する人員配置や実施体制は適切であるか 円滑に業務を進めることができるか。役割分担が明確であるか 本業務の趣旨、現状と課題は理解できているか	
2	企画提案	ターゲットの設定は本事業の趣旨に沿っているか。 広告配信のスケジュールは現実的で妥当か。 効果的で適切な広告媒体の提案がなされているか。 使用する媒体の特性が活かされるよう配慮されており、効果的な手法を提案しているか。 当該ターゲットの関心を引き、訴求できるような工夫がなされているか。 本プロモーション動画視聴(市公式 Youtube チャンネル、ランディングページ)への誘導を意識した提案となっているか。 適切な広告素材を提案しており、活用方法は明確かつ効果的か。 広告配信の目標設定に関する提案内容は適切か。 広告配信の効果測定・分析に関する提案内容は適切か。 本市の認知拡大が見込める提案内容となっているか。 提案内容は本事業の目的や方向性に沿う提案であるか。 業務目的を達成するために効果的な内容、方法など本市にとって有益な提案事項はあるか。	35 点
3	独自提案	妥当性・費用対効果	
4	独自提案	15 点	
5	提案価格	20 点	
2 二次審査による審査項目 (230 点) ※同上		内容 ※同上	※同上

上記の評価基準表における一次審査及び二次審査での合計を総合評価点とする。

以上